

# 令和6年LPS法（投資事業有限責任組合契約に関する法律）の改正

- LPS法を改正し、LPSについて、既出資額の50%未満に制限される外国法人の範囲を見直すとともに、投資対象事業に暗号資産※及び合同会社の持分の取得等の追加等を行う。

※投資対象事業に暗号資産の取得等の追加を行う改正は、法律公布日から1年以内に施行。

## 現在の規定

### LPS法

#### （LPSの資金供給の対象事業者・LPSの事業）

##### 第2条（定義を規定）

この法律において「事業者」とは、法人（外国法人を除く。）及び事業を行う個人をいう。

##### 第3条（事業範囲を限定列举）

- ①株式会社の株式若しくは新株予約権又は企業組合の持分の取得・保有
- ②金商法に規定する有価証券のうち政令で指定する有価証券（社債等）の取得・保有
- ③事業者に対する金銭債権又は事業者の所有する金銭債権の取得・保有
- ④外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券等の取得・保有（既出資額の50%未満）



## 改正内容

①既出資額を50%未満に制限される外国法人の範囲から、**国内の事業者がその経営を実質的に支配し、又はその経営に重要な影響を及ぼす外国法人**を除外。

②LPSが実施できる事業について**暗号資産及び合同会社の持分の取得・保有**を追加。

等



- 国内事業者の**海外進出**への資金供給が容易に
- 暗号資産への投資による**Web3.0スタートアップ**への資金供給が可能に
- **合同会社で起業するスタートアップ**への資金供給が可能に

⇒ 暗号資産や外国法人の株式等の取得・保有に制限